

公証人の声

【千葉公証役場】～小宮山茂樹公証人

聞き手：家族信託実務ガイド編集部

千葉公証役場は、千葉県の中でも公証人が5名常駐する最も大きい公証役場です。

家族信託案件で、他県からの相談も多く受任されている小宮山公証人にお話を聞きました。

*ここでは、「民事信託」と「家族信託」を総称し、「家族信託」と呼びます。



小宮山茂樹公証人 プロフィール

1977年司法試験合格。78年中央法学部卒。80年裁判官に任官。大阪を振り出しに、長崎、さいたま、千葉、水戸、横浜などの各地方裁判所及び東京高等裁判所に勤務。主に民事裁判官として、集中証拠調べ、専門訴訟の普及に努めた。35年の裁判官生活を終え、2015年から千葉公証役場公証人。東京都出身。

Q1 累計すると何件くらいの家族信託公正証書を作成されましたか？

A これまでに信託公正証書を100件くらい作成したと思います。5～6年前は数か月に1～2件だったのです

が、最近は月3～4件です。千葉県、東京都だけでなく、遠方の士業者からもご依頼をいただくこともあります。

Q2 千葉公証役場全体ではどのくらいの数になりますか？

A 千葉公証役場（公証人5名）全体の信託契約の作成件数は、これまでに200件くらいです。最近は、日本の公証役場全体で年間約3,000件の公正証書を作成しており、公証人1人あたりの年間平均作成件数は6件前後です（全国の公証人数は約500名）。

—ということは、他の平均的な公証人の5～6倍を作成されているということですね。

Q3 小宮山先生が家族信託と出会われたきっかけは何でしたか？

A 初めての出会いは、公証人1年生のときに弁護士から信託契約公正証書の作成依頼を受けたときです。本格的な出会いは、一般社団法人家族信託

普及協会（以下、「協会」）の専門士研修で、宮田浩志司法書士と河合保弘司法書士から教えてもらった時からになります。

一つまり、あまり具体的な案件が来る前に本格的に学ばれたということですね。

Q4 家族信託を知った際、小宮山先生の第一印象はどうでしたか？

A 正直に言ってもよいですか？「面倒くさい制度だな」という印象でした。公証人の多くは、大学でも、司法試験でも、裁判官時代でも信託について勉強する機会はありません。信託は、民法の原理とは少し違ったものだったので、最初は頭が信託を拒否していました。しかし、用語や条文にもだんだん慣れてきて、認知症対策だけではなく、共有物対策、事業承継対策等様々なケースに有用であることを知るようになって、優れた制度であると印象が変わりました。

Q5 公証人として家族信託に取り組まれるにあたって、何から学ばれましたか？

A 当事者からです。持ち込まれた条項の案文や当事者・士業者とのやり取りを踏まえ、とにかく自ら起案してみ、わからなくなったら本に当たり、それでもわからなくなったら人に聞いてみるということから始めました。どちらかという体で覚えました。いろ

いろと恥もかきました。本来であれば、教科書を読み、専門書・コンメンタールを読み、実務書を読むということかもしれませんが、それでは間に合いませんので、付け焼刃の連続です。本格的には、協会の専門士研修を受けてから少しずつ本を読み理解を深めていきました。

Q6 家族信託の案件をご担当される際、心がけていらっしゃる点は何ですか？

A まず、誰のための家族信託なのかを考えることです。一般的には、委託者・受益者の想いを実現するための家族信託ということになるでしょう。逆に、受託者の想いを叶える家族信託は本来の姿ではありません。家族信託の持込みの多くは、受託者からのものにならざるを得ないのですが、それが本当に委託者の想いを反映したものであるのか慎重に見極めなければなりません。

「信じる」というのは、信じて用いる「信用」、信じて頼る「信頼」、信じて託す「信託」と3つあります。「信託」はこの中でも信じる度合いが最も重いものです。

—この「3つの信頼」のお話は、公正証書の作成時に必ず当事者にお話しされることですね。

信頼関係がない場合は、信託は結ばないほうがよいでしょう。そこが肝なので、そこがない信託は魂が抜けた信

託となり、法的には有効かもしれませんが、実質的には機能しないのではないかと思います。

また、内容面ですが、例えば、信託目的と信託終了事由との間に整合性があるのかチェックします。認知症対策型であるのに合意終了型であったりすると違和感があります。基本は、死亡終了型にして、信頼関係がなくなった場合にのみ合意終了型にするのが普通です。

また、受益者連続型であれば、長期間にわたって信託が持続可能であるのかも当事者に確認します。将来、受益者が広がりすぎて收拾がつかなくならないか当事者間で確認しておく必要があると思います。

Q7 一般の方から直接信託公正証書の作成を依頼（嘱託）されたことがありますか？

A あります。ただ、信託契約は簡単ではありません。途中で信託が中断すると收拾がつかなくなることもあります。



ますので、特に受託者の理解はかなり高度なものがが必要です。ですので、一般の方から信託の嘱託があった場合、本当に信託の理解があるか口頭試問（テスト）を行います。その結果、信託の理解がない場合、もっと信託の理解を深めてから嘱託するよう促しています。

中には、3冊以上信託関係の本を読みこんでいるなど勉強していると思われるケースもありました。この場合は、安心して信託契約を作成できます。

Q8 これまでに、「問題ある家族信託」を持ち込まれたことがありますか？

A 当事者だけ公証役場にやってこさせて、自らは公証役場に出て来ず、すべて公証役場に丸投げした例もあります。公証人には、家族間の本当の想いを聞く時間はありません（これは長い時間をかけて、家族とやりとりをして初めてその想いが伝わるものです）。

士業者が信託の理解が乏しいまま、公証役場に持ち込んでくる例もあります。信託条項の中に、委託者・受益者のためとは思えない信託目的、例えば、委託者が経営する会社や帰属権利者のためのものとしか思えないのもありました。また、信託契約中であるにも関わらず、信託終了後に登場するはずの帰属権利者が登場するものなど、きちんと勉強して欲しいと感じます。

Q9 家族信託案件に限らず、公証役場に案件を持ち込む専門家の対応や提出された文案に、違和感を持たれたり、困ってしまったりということはありますか？

A あります。ただし、文案の違和感
は、公証人が対応します。それを訂正するのが公証人の仕事だと思っていますので、その違和感はそれほど困りません。

一番困るのは、資料不足のまま公証役場に持ち込み、公証人に完成を急がせるケースです。必要な情報がないまま公正証書を作成することはできません。当事者の住所、職業（職業の聴取ができていないケースは多いです）、生年月日の基礎情報が不明のまま明日公正証書を作成してほしいというケースもあります。住所が住民票の住所でなかったのもありました。さらには、本人確認書類が運転免許証なのか、印鑑登録証明書なのか不明のまま持ち込んでくることは日常茶飯事です。委任状の書式を教えてほしいとか、委任状と案文の一体化（契印の押捺の仕方、袋とじの仕方）を教えてほしいという問合せも多数あります。ネットやYouTubeで調べれば出てきます。印鑑登録証明書の有効期限が3か月であるのに、それを超過したまま古いものを公正証書作成当日に持ち込み、公正証書の作成ができないと、「そのこと（有効期間）を教えてくださいなかつた」と逆ギレされたこともあります（有効期限が3か月であるのは専門家の常識）。

—そういう専門家がいてこと自体驚きですね。

Q10 家族信託に取り組む専門家に対する要望はありますか？

A まず、家族信託の基礎は固めてほしいですね。その方法は独学でも構わないのですが、いろいろな会合に出かけセミナーに参加するなどして人脈を築いて、みんなで勉強する方法が良いと思います。そのうえで、実際に体験することです。家族信託の依頼が少ないのであれば、たくさん扱っている士業者のもとを訪れて見習いをしても良いでしょう。そのときのベテラン士業者と当事者との何気ない会話が参考になったりします。

また、家族信託ありきという態度ではなく、この依頼者のために何が一番良いのか考えてほしいと思います。家族信託に取り組む専門家には、遺言でも自筆証書と公正証書の双方、危急時の遺言、任意後見、法定後見、死因贈与、死後事務委任、尊厳死・医療同意、さらには保険など多くの選択肢を用意することが望まれます。

今現在の家族信託の使い方は、認知症対策が圧倒的多数を占めています。今後は、受益者連続型がもっと増えれば良いと考えています。さらには、事業承継、パートナーシップ契約、ペット信託など多方面にも家族信託を応用してほしいと願っています。

—ありがとうございました。